

議事録

件名	大網白里市総合教育会議
日時	平成31年2月1日(金) 10:30~11:50
会場	子育て支援館 遊戯室
出席者	<p>【構成員】</p> <p>市長 金坂 昌典</p> <p>教育委員会 教育長 小高 實 教育長職務代理者 齋藤 壽彌 委員 椎名 英子 委員 望月 美咲 委員 今井 克典</p> <p>【事務局関係】</p> <p>管理課課長 古内 衛 管理課学校教育室長 加藤 温 管理課主幹 鵜澤 保之 管理課副課長 加藤岡 裕二 管理課副主幹 清水 健広 管理課総務班長 森川 和子</p>
傍聴人	なし
議題	特別な支援(配慮)を必要とする子どもへの適切かつ継続的な教育的支援のあり方について
<p>1. 開会</p> <p>2. 市長あいさつ</p> <p>教育委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。また、日頃から本市教育行政の推進にご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>さて、昨年度の総合教育会議では、小学校3年生以上における外国語教育の完全実施を見据え、瑞穂小学校での英語授業を参観し、「小学校における外国語教育」についてご議論いただきました。</p> <p>本日は、子どもたちの「就学相談」や「教育支援委員会」の内容や事例等を通じて、『特別な支援・配慮を必要とする子どもへの適切かつ継続的な教育的支援のあり方について』を議題に、皆様と一緒に話し合い、今後の取り組み等をどのようにしていくべきか意見交換をさせていただきたいと存じます。</p> <p>これよりは、先ほどの視察内容を踏まえ、協議を進めてまいります。この会議</p>	

を裏切るものとするべく、皆様におかれましては忌憚のない意見等をいただきたいと考えております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

3. 議題

特別な支援（配慮）を必要とする子どもへの適切かつ継続的な教育的支援のあり方について

（金坂市長）

本日の議題は、「特別な支援（配慮）を必要とする子どもへの適切かつ継続的な教育的支援のあり方について」ということですが、初めに、先程、簡易マザーズホーム（きりん幼児教室）を視察しましたので、委員の皆様、感じたことを何でも構いませんので、率直な意見等をいただきたいと思います。

まず、教室内で支援の様子等をご覧になった感想をお話をしていただければと思います。

初めに、齋藤教育長職務代理者からお願いします。

（齋藤教育長職務代理者）

設備が非常に充実しており、たいへん立派な施設だと言うのが、第一印象です。この地域は、大網白里アリーナから始まり、増穂北小学校、増穂保育所に続き、子育て支援館が完成したことで、大網白里市の文教福祉エリアになると思います。スタッフの皆さんもたいへん前向きで、これから楽しみな施設になると思います。子育てに関する環境整備の中で、市の福祉施策の具体化・具現化がされたということで嬉しく思います。

（椎名委員）

保護者が気軽に相談できる環境がここに整ったと感じています。早期発見・早期支援が望まれると思いますので、保護者の方が、お子さんが小さい時からここに来て、専門的な先生方にみていただけると言うのは、本当にありがたいことだと思います。また、4月から強化されるということですが、1年間このように過ごして行きましょうということを保護者の方の意見を聞きながら決められているという説明を受けましたが、とても良いことだと思います。私たちは想像してしか捉えられませんが、保護者の方がどう考えているのか、どのような気持ちでいるのかを知ることが大切だと感じています。

（望月委員）

以前、市川市や千葉市で、このような子どもたちが自由に遊べる施設を見学したことがあり、うらやましく思ったことがありました。何もないところでやっていくというのは、なかなかたいへんなことなので、建物や施設というのは、大きな意味があると思います。また、色々な人が自由に遊びにこれるところがいいと思いました。支援の必要なお子さんと実際にすれ違ったりする、自然な感じがすごく良いと思いました。

(今井委員)

子どもたちが遊ぶスペースが十分にとれていて、子どもたちが自由に遊べると感じました。施設的にもバリアフリーで、身体的に障害のある方も、施設の中を自由に行き来できると思いました。また、職員の方々が、すごく子どもたちに寄り添っている施設だと感じました。

(金坂市長)

教育委員の皆さんに簡易マザーズホームをご覧いただき、施設全体のことも含めて感想をいただきました。最初は、第一保育所できりん幼児教室として行っており、私も何度か卒園式という形で訪問したことがあります。子どもたちの文集や保護者の方からのお手紙をいただきました。この施設があって本当に助かりましたとか、子どもの発達支援は勿論ですが、親として、自分がどんなに先生方に励まされたかなどの手紙を毎年たくさんいただきました。4月から児童発達支援事業に移行しますが、しっかりと継続していきたいと思えます。

次に、事務局から、特別な支援を必要とする児童生徒の「就学相談」や本市の「教育支援委員会」の内容や事例、また課題等について報告してください。

(事務局)

それではまずはじめに、「就学相談」についてご説明いたします。

就学相談は、子どもが安心して就学できること、そして、保護者が安心して就学させることができることを目的としています。

本市では、窓口相談をはじめ、きりん幼児教室や関係機関との連携など、相談体制を整え、取り組んでいます。就学に関する相談は多岐にわたっており、たくさんの事例がありますので、今回は、いくつかの事例に絞って、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

一つ目の事例は、足の不自由な就学前児の保護者から、「足に少し不自由なところがあるので、学校の階段に手すりを付けて欲しい。」との相談があったことについてです。財政課や学校と協議を繰り返し、手すりの設置が実現しました。現在、その児童は自力で階段を上がっており、安心・安全な環境で学校生活を送っています。保護者の意向を可能な限り尊重し、子どもや保護者が安心して就学できるよう相談及び支援を行っています。

二つ目の事例は、持病があり、入退院を繰り返していた就学前児の保護者から「地域の学校で学ばせたい。」との相談があったことについてです。子どもの健康や命に関わることであり、安易に「受入れできます」とは言えなかったことから、教育委員会から関係病院を訪ね、担当医師から情報提供していただき、学校でできること、できないことを把握することができました。また、学校と病院をつなげ、困った時や不安な時は、病院に連絡をして医師からのアドバイスを直接聞くことができたり、緊急時の病院への受入れ体制を整えたことで、学校の不安や保護者の不安を少なくすることができました。現在、その児童は元気に学校生活を送ることができています。

三つ目の事例は、きりん幼児教室に訪問した際に、就学前児の保護者から、「自分

の子どもは、普段落ち着きがなく、集中力が持続しないので、学校でみんなと一緒に勉強できるのか不安です。特別支援学級がいいのか、特別支援学校がいいのか、どちらに就学させたらよいか迷っている。」との相談があったことについてです。

なお、特別支援学級とは、通常学級とは別に、小中学校に設置されている学級であり、障害の特性に応じて、小・中学校等に少人数の学級を編成して指導が行われる学級のことです。

特別支援学校とは、県立の学校で、障害のある児童生徒に対して、小・中学校に準ずる教育や自立と社会参加に向けた教育が行われる学校のことです。本学区においては、大網白里特別支援学校があり、多くの連携を図っています。実際にはこうした相談が一番多く、何度も話し合いを重ねて、子どもの実態にあった、また保護者の意向にあった就学先を決めるようにしています。

本市では早期からの相談体制づくりを意識し、「きりん幼児教室」へ年3回の訪問を実施しています。そこでは、管内の学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校についてや就学先決定までのスケジュール等をわかりやすく伝え、保護者の就学に対する不安や悩みを少しでも取り除けるように情報提供をしています。

また、医療機関や外部の関係機関につなげる助言や子どもへのよりよいアプローチの仕方等の助言をし、保護者の悩みや願いに寄り添いながら、就学先の決定そして入学までをしっかりサポートしています。

他には、在籍する幼稚園・保育所、小学校、中学校を訪問し、子どもの様子を実際に見学したり、各園・各学校の職員から子どもの様子を教えていただいたりして、情報収集を行っています。

さらに、お子さん本人と保護者、教育委員会職員で、就学予定先の学校、各小中学校の通常学級や特別支援学級、大網白里特別支援学校などを訪問し、見学をしたり、体験学習をしたりしています。学校の様子やそこで学習する子ども達の姿を見たり、一緒に体験したりすることで、子ども自身や保護者にとって、学校生活をイメージする一助になっていると考えています。

これらの様々な情報や見学・体験をもとに、子どもにとって、どこがよりよい学びの場なのか、子どもの可能性を最大限に引き出せる場なのかを保護者と共に考え、保護者の意向を最大限に尊重して、適切な就学先を決定していきます。現在は、それぞれのお子さんが、安心して、安全な学校生活を過ごしています。

次に、教育支援委員会についてご説明いたします。

以前は就学指導委員会という名称でしたが、本年度6月に名称がこの教育支援委員会に変更となりました。特別な教育的支援を必要とする児童生徒の適切な就学指導を行うため、本委員会が設けられています。

また、以前は6月と11月に本委員会を実施していましたが、保護者や関係機関との協議を就学に近い期間までできるようにと、現在は11月と2月に実施しています。

本委員会の委員は、学識経験者、医師、教育職員及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱した方をお願いしています。さらに各小中学校の特別支援学級を担任する教諭、そして大網白里特別支援学校の教諭を調査員として、教育支援委員会が構成されています。

就学前のお子さんは教育委員会が中心に、小中学生は各学校が中心となり、障害の種類や程度についての情報収集したものや保護者の願いをとりまとめています。

それらの資料をもとに、協議を行い、専門的な視点からの助言を頂きながら、適切な就学先の決定を行います。特別支援学校への就学については、さらに県の教育支援委員会の判定を受けて、就学先が決定されます。

第1回の教育支援委員会は11月に開催され、新規で11名、継続で44名の計55名の児童生徒の就学先について、「適切である」と判断をいただいております。

これらの課題としては、「就学に向けて困っている子どもや保護者を拾いきれていないのでは」と感じることもあり、今まで以上に関係機関との連携を強化して、そうした子どもを多く拾い上げ、保護者や関係機関とをつなぎながら、保護者により丁寧な対応をしていくことが必要だと考えています。

(金坂市長)

ただ今、事務局から、特別な支援を必要とする児童生徒の「就学相談」や本市の「教育支援委員会」の内容や事例、課題等についての報告がありましたが、小高教育長から補足説明等があれば、お願いします。

(小高教育長)

次の3点について、説明させていただきます。

初めに、特別支援教育の歴史・流れについてですが、盲聾養護学校の義務化が昭和23年、養護学校の義務化が昭和54年、そして、平成19年には、特別支援教育の名前が変わり、教育のうえで特別支援教育が大きく変わりました。どこで学んだらその子にとって一番いいのかという点に重点を置き、個別の指導計画を作るようになったのはこの時期からです。平成19年が特別支援教育の元年とされています。

2点目として、子どもの実態について、報告させていただきます。通常学級で、人とコミュニケーションがとれないなどの発達障害のあるお子さんは、通常学級に6.5%となっております。この数字も数年前の数字なので、今はこれより多くなっているかもしれません。本市の小中学校の児童生徒数は3,528人です。特別支援学級のお子さんが59人、率にして1.7%が本市の特別支援学級の在籍数です。通常学級の6.5%というと、本市では、225人います。これは、決して大きい数字ではありません。本市には、123学級ありますので、225人を123学級で割ると、1.8人となり、1学級に約2人配慮を要するお子さんがいるというのが現状です。特別支援学級数も10年前から比べると約2倍に増えていますが、県立の特別支援学校も1.4倍に増えていますが、特に、県立高校の生徒数の減少に伴い、なくなった後に特別支援学校ができていくパターンが多くなっています。本市には、特別支援教育支援員が18名いますが、厳しい状況にあるということで、市としてもこれを考えていかなければならないし、県の方にも加配教員(標準に当てはめられた教員以外)の要望をしているところです。

最後に、教育支援委員会の対象になったお子さんで、特別支援学級や特別支援学校に就学した方が「適」との結果が出た場合の就学先についてです。

このようなケースでは、教育支援委員会から助言をいただき、保護者・お子さんの意見を尊重し、了解を得て決定しています。あくまでも、保護者・お子さんの了解が得られなければ、教育支援委員会で「適」との結果が出ても、特別支援学級や特別支援学校に就学先を決定していないのが現状です。

(金坂市長)

事務局からの説明、教育長からの補足説明がありましたが、これらの説明について質問等はございますでしょうか。

(齋藤教育長職務代理者)

特別支援を必要とする生徒数が増えているということですが、ストレスやプレッシャーなど、社会的な原因が背景にあるのでしょうか。私たちが子どもの頃は、そういったことに社会全体も無関心で気が付かなかつたし、地域もそんなに問題視していませんでした。現在、精査している中で、はっきり明確になってきて、増えているということでしょうか。

(小高教育長)

両方だと思います。昔もいたけれども、発見方法や調査方法が乏しく、わからないことも多かったのだと思います。今は、お子さん自体も変わって、集団に溶け込めないことなどがあります。これは、今の社会状況に関連していると思います。今は、仲間がいない、時間がない、遊ぶ場所がない、そういう中で育て、そういう結果になっているのではいかと予想しています。あくまでも持論ですが、成長過程で揉まれていない、交わっていないのが大きな原因ではないかと思います。

(金坂市長)

そのほか、いかがでしょうか。

(望月委員)

6. 5%くらいいるのではないかとということが言われていますが、グレーゾーンのお子さんも結構いるということだと思いますが、学校の先生方の指導はどのようにされていますか。

(小高教育長)

色々あると思いますが、すごく支援を必要とするお子さんには、市の特別支援教育支援員がマンツーマンでついています。その他、平成19年には、学校にコーディネーターを配置するようになっていきましたので、学校では、専門的に生徒指導委員会という会議をもって対応しています。また、市としてもケース会議を開いて、特別な支援を要するお子さんに対応しているところです。

(望月委員)

特別支援教育支援員の方は、全小学校にいますが、中学校には、大網中学校に1

名いるだけで、増穂中学校と白里中学校にはいないように聞いたことがあります。中学校で1名というのは、なかなかたいへんだと思います。

(小高教育長)

特別支援教育支援員は、本市に18名おります。各学校からどのくらい必要か要望をいただいたうえで、割り振りをしています。どうしても小学校低学年がたいへんなので、小学校に多く配置しています。

(金坂市長)

マンツーマンで指導されているお子さんがいるということですが、親に学校に見に来てもらうことはあるんですか。

(小高教育長)

見に来てもらっています。今の保護者は、実態をよくご存知ですが、それでも通常学級で指導してもらいたいという希望があります。

(齋藤教育長職務代理者)

特別支援のお子さんと普通のお子さんを見分けるのは、教育支援委員会でするんですか。どのように判断されるんですか。

(小高教育長)

はい。色々なデータがありますので、総合的に判断して決めています。

(齋藤教育長職務代理者)

親や祖父母は、通常学級に通わせたいと言っている中、そうではない判断が出た時は、対応が難しいと思います。

(今井委員)

配慮が必要なお子さんの判断基準がどの辺にあるのかと思っていましたが、データがあって、市の教育支援委員会だけで決めるのではなく、県の方にも判断を仰ぐということでしょうか。

(小高教育長)

特別支援学校に行く場合は、県の教育支援委員会にかけなければいけません。

(今井委員)

市内の市立学校の場合は、市の教育支援委員会で助言を得て判断をしているということで、最終的には保護者の意向を重視して決めているということですか。

(小高教育長)

はい。

(金坂市長)

そのほか、よろしいでしょうか。

先ほど就学に向けての支援についてというところで、事務局から説明がありましたが、この件について、何か質問・意見等、ありますか？

齋藤教育長職務代理者、何かございますか？

(齋藤教育長職務代理者)

通常学級と特別支援学級と別れますが、お子さんにとって利点を得ていることはどういことですか。両親や祖父母にとってみれば、大人になった時のことを考えて、普通の子どもたちと一緒に勉強させたいと思います。通常学級や特別支援学校に行った場合の、保護者から見たメリット、デメリットは何ですか。

(小高教育長)

発達段階に応じた指導がありますので、障害のあるお子さんは、それに対応する教育をした方が、その子にとっては幸せになる近道だと思います。教育委員会としては、あくまでも今はこういう状況ですが、これを補えば次のステップに進めるんですよという指導をします。例えば、知的障害の重いお子さんが通常学級にいた場合、勉強がわからないわけですからつまらないわけです。それよりもわかることから教える特別支援学級とか、県の特別支援学校にいた方が、成長が早いと思います。子どもを自立させるのが、教育の大きな目標のひとつですので、発達に応じた指導が大切だと思います。

(金坂市長)

椎名委員、何かございますか。

(椎名委員)

私の甥は自閉症です。小学校・中学校と特別支援学級でお世話になりました。入学した当時は普通教室にいましたが、とても興奮してしまい、授業中座っていることが難しい状況でした。先生方からは、何かあれば相談にのりますと、ずっと声をかけていただいていたそうですが、親としては、中々ぴんとこなかったそうです。もう少し経ったら何とかなるだろうという希望もあったと思います。やはり、一緒に学校に来て、お子さんを見てくださいと言われたそうです。同時に、きりん教室にも通っていたのですが、きりん教室の先生に相談して、学校とは違う視点からアドバイスをいただき、特別支援学級に移ることを決意したそうです。きりん教室があっけありがたかったと思います。お子さんによっては、普通教室でと言う方もいるかもしれませんが、私の甥の場合は、大勢の中で過ごすということは、とても緊張して、心が穏やかではいられなかったはずで、特別支援学級に移ったことで、とても落ち着いて、先生方からも、例えば、お箸の持ち方や鉛筆の持ち方などから、徹底的に生活習慣を身につけていただきました。小さい時に習慣をつけておかないと、大人になってからは本当に難しくなってしまいます。毎日毎日同じことを繰り返さないと、出来なくなってしまうので、早くにそういった教育を受ける必要が

あります。本人が困難なことが多いわけですから、特別支援教室でなくてはならなかったと思っています。

(金坂市長)

望月委員、いかがでしょうか。

(望月委員)

個別の状況も全く違う大変難しい問題だと思いますので、保護者の意向をこれからも大事にさせていただければと思っています。また、特別支援のお子さんだけでなく、周りの健常のお子さんのことも考えていかなければいけないということもあると思います。小さいうちから普通に接していれば、大人になってからも、社会の中で色々な人がいるということが、当たり前前感覚になるのではと思います。私が子どもの頃は、特別学級と普通学級は離れたところに位置していて、通級のような関わりが全くありませんでしたので、よく知らないまま大人になってしまいました。自然に、肌感覚で学ぶというのは、大事なことだと思います。今の社会は、許容が狭くなっているように感じますので、そういう意味でも、皆が考えなくてはいけないことだと思います。

「6.5%」のことについてですが、私の子どもの1人が、発達がアンバランスな感じでした。今は社会人ですが、小学校の頃は、先生と何度かやり取りをし、よくみてもらいました。そのことは、中学校には特に伝わっていませんでしたので、中学の先生とは、さらに具体的な対処等を相談し、きちんと受け止めていただきました。ありがたかったです。私の場合は、初めての子ではなかったので、早く気がつくことができましたが、発達の微妙な感じは、親でもわかりにくかったりすると思います。対処は、早ければ早いほど効果は高いと思います。きりん教室のような場、そして、子育て支援館のような施設の役割は大きいと思います。継続した宣伝をしていただければと思います。

(金坂市長)

ありがとうございました。

今井委員、いかがでしょうか。

(今井委員)

障害のあるお子さん一人一人に個性があると思います。その個性や能力を把握され、きりん教室のようなところで、良いところを伸ばしてあげられれば、子どもにとって非常に幸せなことなのかと感じました。

(金坂市長)

色々お話いただきましたが、次に、事務局に聞きますが、小学校入学後における教育委員会として、どのような支援を行っているのですか？

(事務局)

小学校及び中学校入学後における教育委員会としての支援について、3点ご説明いたします。資料2をご覧ください。

1点目は「特別支援教育支援員」についてです。

本市教育委員会では、特別支援教育支援員を小学校7校、中学校1校に配置しています。学校の実情に応じて、人員を配置し、小学校においては1校1名から3名、中学校においては1名の配置を行っています。

小中学校の通常学級においても、特別な支援を要するお子さんが、多数在籍しております。

周囲が気になり学習にうまく取り組めないお子さんや、集中することが難しく、席を離れてしまったりするお子さんにやさしく声をかけたり、落ち着きがなく、感情のコントロールが難しいお子さんに対して、そっと話を聞いてあげたり、やさしく見守ったりして、児童生徒に寄り添いながら、その場の状況にあった支援を行っています。

特別支援教育支援員の丁寧な支援により、子ども達が安心して学校生活を過ごすことができています。

学校現場からのニーズは非常に高く、もっと配置を増やして欲しいといった声を多数いただいています。

2点目は「子どもと親の相談員」についてです。

本市教育委員会では、各中学校に1名ずつ、子どもと親の相談員を配置しています。

生徒達は、多感な時期をむかえ、勉強のことや人間関係、部活動、家庭の問題など、様々な悩みを抱えています。そうした生徒達の心の声に耳を傾け、拾い上げていくことが必要になっています。

また、そうした生徒達に悩んだり不安をもった保護者や教職員の相談にもあたっています。

平成29年度において、受けた相談件数は、中学校3校の合計で1078件、1167名の方が相談されています。

内訳としては、生徒が781件で約7割、保護者が78件で約1割、教職員が215件で約2割の相談件数となっています。

相談を受けた人達からは「話を聞いてもらって救われた」「相談して気持ちが軽くなった」といった声を多数いただいております。こうした支援が、悩みや不安を抱えた生徒や保護者、そして教職員の重荷を少しでも少なくすることにつながっていると考えています。

3点目に、個別の支援計画・個別の指導計画についてご説明いたします。

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、障害のある子ども一人一人に対するきめ細やかな支援を、組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

本市においては、平成28年度に幼稚園・小・中学校において市統一の様式を定め、幼小中の連続した教育や効果的な支援を進めています。

そのためにも、保護者との合意形成を図った上で支援の方向性を決定し、その内

容を個別の支援計画及び個別の指導計画にも明記するようにしています。

学校と保護者が子どもの特性や課題を共通理解し、その子に必要な支援やよりよい手立てについて考え、実践していくことができています。

(金坂市長)

齋藤教育長職務代理者いかがですか。

(齋藤教育長職務代理者)

特別支援教育支援員は、白里中学校と増穂中学校にはいないということですか。大網中学校が生徒数が多いから配置していて、何かあればその方が対応するということでしょうか。

(事務局)

要望があればということと、大網中学校はかなり生徒数が多いと言うことで、中学校から要望がありまして、現在中学校に1名配置している状況です。

(齋藤教育長職務代理者)

特別支援教育支援員は、特別な資格はあるんですか。

(事務局)

特に資格はありません。

(齋藤教育長職務代理者)

子どもと親の相談員の相談件数の説明がありましたが、生徒・保護者・教職員と分けた時に、教職員の先生方は、どのような相談をされているのですか。

(事務局)

色々なお子さんや業務のことについて、ストレスを抱えている職員もいるだろうし、同じようにその悩みを聞いてもらえることで楽になると思います。また、例えば、今後どのようにやっていけばいいのかというひとつのヒントをもらえることもあると思います。教職員自身も色々な悩みを抱えていますので、それに対してのフォローなども内容としてあると思います。

併せて、当然相談の守秘義務の部分もあると思いますが、子どもが相談に行っている状況がわかっている教職員については、そのことについて相談員のところに行って、子どものことについて、どんな状況だったかを聞きながら、自分としてはどのようにアプローチしていこうかという相談の部分も含まれていると思います。連携して行えるところは行っている結果、相談件数もそれなりに増えている状況にあると考えています。

(齋藤教育長職務代理者)

P T Aの問題や残業の問題など、先生方もストレスを抱えていると思います。先

生方の不満を聞いてあげるのも必要だと思います。保護者と生徒もたいへんだと思いますが、先生方の話も聞いて、教育委員会との懸け橋になるようなものも必要ではないかと感じています。

(金坂市長)

ありがとうございました。

その他、ございますでしょうか。

(今井委員)

平成29年度の相談件数を見た時に、相談件数も非常に多いし、相談された人数もかなり多い印象を受けました。保護者の相談件数が約1割、生徒もちょうど1割位。保護者の方の相談というのは、どのようなものなのでしょうか。守秘義務もあると思いますが、どんなことがあるのでしょうか。

(事務局)

明確に言えない部分もありますが、一つは、子育てについての悩みで、子どもがいろんな状況にある時に、親としてどう接したらいいかなど、そういうことで相談されているのが一番多いと思います。子どもに対してどう関わったらいいのか、逆に、子どもがこういうことをやっているのが心配だとか、それにアプローチした方がいいのかなど、迷われて相談されることが一番多いように認識しています。

(今井委員)

数字だけを見て、生徒の相談件数に対して、保護者の相談件数が極端に少ないので、どういう相談なのかと思っていました。

(金坂市長)

ありがとうございました。

その他、ございますか。

(椎名委員)

昨年の11月に、県の教育長・教育委員研修会に参加した際、特別支援に対する各市町村の取組状況という資料がございました。その中で、どちらの市町村でも支援員の不足、たいへん苦勞されている状況が読み取れました。市町村独自で補助教員等を配置してもなお足りないというところもございました。大網白里市も勿論、18名というのは多くないと思います。学校からの要望に対して、今現在、全て賄えていない状況だと思います。市独自で採用されている方は、ひとりもない状況でしょうか。

(小高教育長)

18名、全て市独自で採用しています。

(椎名委員)

今後は、勿論もっと増やしていきたいという思いはありますか。

(小高教育長)

増やしていきたいと思っています。

(椎名委員)

是非、そこを強化していただきたいと思います。勿論、学校だけでなく、家庭でもそうですが、保護者だけで支援の必要な子を育てるというのは、ものすごくたいへんなことです。私の実家も両親がおりましたが、人の手があるというのは、親の負担も少なくなります。学校では、支援する子どもだけではなく、そこに在籍する子どもたち全てをサポートしていかななくてはいけないというところで、先生方にもっと余裕をもって教育に力を注いでいただくには、そこをもっと強化していただくことを要望いたします。

また、子どもと親の相談員のことについてですが、中学校の家庭教育学級の中で、相談員の方とお話する機会がありました。子どもが中学生くらいになると、親も少し余裕が出てきて、子どもが小さい時の自分の子育てがどうだったかを振り返る時期にもなります。他愛もない話から、今まで蓋をしてきた悩みとか、例えば自分の子育ての失敗だとか、そういうものを吐き出して、皆が涙して、とても清々しい話し合いができました。保護者の方も気軽にそういうところを利用してほしいと思います。

(金坂市長)

そのほかよろしいでしょうか。ないようでしたら、教育長に伺いますが、幼保・小・中学校の接続について、教育委員会としてどのような支援を行っているのですか？

(小高教育長)

それでは、幼保・小・中学校の接続に関して、本市独自の取り組みを3点申し上げます。

1点目は、特別支援教育ネット担当者会議についてです。これは、本市独自のユニークな事業と言っていいと思います。構成メンバーは、市内の保育所、保育園、幼稚園、小中学校、保育所・幼稚園は、公立だけでなく、私立も含みます。きりん幼児教室、大網白里特別支援学校の担当の方、子育て支援課、健康増進課、教育委員会、これらが構成メンバーです。

年4回行っており、1回目は全体の計画を話し合います。2回目は幼稚園・保育所から小学校へあがるお子さんで、気になるお子さんの話し合いを持ちます。3回目は小学校から中学校へあがるお子さんについて話し合います。4回目は保育所・幼稚園にあがるお子さんについての話し合いを行います。計27団体が加盟していますが、そういう話し合いをもって、手厚く、小さいところからいろんな形で目をかけ、一人一人のお子さんに、より良い就学支援をしようとしている事業です。

2点目は、幼小中連携事業についてです。これは、中学校区ごとに行っています。大網中学校区、増穂中学校区、白里中学校区で、年1回行います。これは、隔年ごとに、小学校と中学校の授業を見ております。例えば、今年度、白里中学校で授業を行った場合、来年度は白里小学校で授業を行い、その学区の白里幼稚園も入ります。これも本市独自の事業です。

3点目は、幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校もそうですが、指導要録の抄本と言って、こんな活動を行いましたと言うデータを、上級学校へ送らなければいけません。資料を送ればいいのですが、本市では、幼稚園の年長組と小学校1年生の担任の先生で、また、小学校6年生と中学校1年生の担任の先生で、このお子さんはこうです、このお子さんはこういう傾向にありますなど、話し合いの場を持っています。こうした連携により、子ども達が新しい学びの場に、スムーズな接続ができていると考えています。

(金坂市長)

「特別な支援(配慮)を必要とする子どもへの適切かつ継続的な教育的支援のあり方について」という難しい課題ですが、特別支援教育という制度が整っていて、また、本市でもそういった形で推進しているうえで、どこまで普通学校で支援が可能なのかという部分も出てくるんですが、支援員は市の単独という形になっています。制度としてある一方で、市としてもやっていかなければいけないという中で、これからも課題になるし、力を入れていかなければいけない部分だと思っています。そういう意味で言うと、立ち返るところ、簡易マザーズホーム「きりん幼児教室」は、非常に大切なことであり、本市では、早期から良い形で、保護者・お子さんの支援をしていける体制が整っていると思いました。今後もそここのところもしっかりとやっていきたいと感じたところです。

その他、何かございますか？

(齋藤教育長職務代理者)

市で進めている色々な施策の中で、福祉施策がございますよね。その中に、今回のように施設を作っていただいたこともそうですし、小中学校のエアコンの件もそうですが、具体化していただいたことが、非常にありがたいと思っています。目に見える形で、当たり前のように進めています。実績として行政側がきちんと進めることは、非常に大切なことだと思います。教育行政もそれと一緒に、安定した教育行政を継続して進めることが市民に安心感を与えると思いますので、市長・教育長には、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(金坂市長)

その他ありますか？

ご意見等が出尽くしたようです。円滑かつ有意義な会議運営にご協力をいただきありがとうございました。

本日の議題を終了し、議長の任を解かせていただきます。

これより先は、事務局に進行をお願いします。

4. その他
なし

5. 閉会

議事終了